

消費生活に関する緊急情報チラシ

年末に届く・・・？ 詐欺にご用心

予期せぬ届け物



【事例1】

以前、鮮魚を買ってもらったと業者から電話があり「〇〇さんのお宅ですか？住所は以前と変わりませんか？寒くなりましたね。お鍋がおいしい季節ですね。今、何が食べたいですか？」と聞かれ「カニがいいです」と答えた。すると「ありがとうございます。すぐに準備して送ります」と言われ電話を切られた。

以前利用した業者に確認したら、電話などしていないと言われた。本当にカニが届いたらどうすればいいか。相手の業者名は聞いていないし電話番号も分からない。

【事例2】

スマホに「〇〇宅配便です。荷物のお届けにあがりませんが、不在のため持ち帰りました。お問い合わせはこちらへ」と電話番号が書かれていた。ちょうどネット通販で注文していた商品があり、それだと思い電話をかけると「お調べしますので、住所、氏名、生年月日を教えてください。折り返し連絡します。」と言われ伝えてしまった。その後連絡はなく、頼んでいた商品は別の配送業者から届いた。伝えた個人情報は悪用されないか。

【アドバイス】

事例1は商品が届いたら送り状をメモするか写真を撮ってから「受取拒否」をしましょう。送り状の住所にクーリングオフのはがきを書いて8日以内に郵便局に行き、特定記録郵便で出しましょう。

事例2はスマホのSMS(ショートメッセージサービス)に届くメールです。年末は荷物が届くことも多く、連絡してしまいがちですが個人情報を伝えてしまうと戻せません。

二次被害にもつながりかねない個人情報の悪用を防ぐには、身に覚えのないメールや郵便物には注意が必要です。おかしいと思ったら消費生活センターにご相談ください。

!!「注意報」!!

突然、銀行や宅配業者、通販事業者を装ったショートメッセージ(SMS)が届くことがあります。添付されたURLにアクセスしないようにしましょう。

●●銀行を装う偽メールに注意してください。安全のため設定を行ってください。
<https://0000000000>

差出人：●●便 配送センター
件名：配達のお知らせ
お客様にお荷物のお届けにあがりませんが不在のため持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください。
<http://0000000000>

消費生活に関するご相談は

草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または**消費者ホットライン** ☎188
(※最寄りの相談窓口につながります)